

編集後記

—脳が喜ぶ—

「アハ体験」, 「脳トレ」, 「脳を活かす勉強法」など, いま脳に対する国民の関心がかつてないほど高まっている。この現代科学の最もホットな話題のきっかけの1冊となったのが, 松本元先生の「愛は脳を活性化する」(1996年8月発行岩波科学ライブラリー)である。

この本の中に, 「脳はできると確信すると, できる方法を考えるためにフル活動をする。そのため, できると確信したことは必ずできるようになる。逆にできないと確信すると, できない理由を考え, できる可能性をどんどん縮小させる。」と書かれている。人は素晴らしく発展する可能性を持った存在なのである。

そして, そのための必要かつ十分条件は「愛」である, と結論づけている。人は人との関係に生き, 一人では生きられない存在である。そして人との関係の中で, 自分は存在するだけで意味があることを受け入れられ, 自分が自分であることに平安を得て生き生きと生きることができるといふことらしい。

「愛」とは, その人の存在そのものを意義深いと認めることだそうだ。これを脳科学的に言うと, 人は存在を受容されることで基本的な関係欲求を充足することができ, これによって最高の快情報を得る。脳は関係欲求を充足するように行動する, となるようである。

子どもの時から「頑張れ」「立派になれ」「人に負けるな」などの言葉をいつも聞かされて育つてくると, 人との関係を良くしたいと欲するあまり, 関係を持ちたい人, 多くの場合は親の価値に迎合してしまい, この結果自分の外の価値に振り回され, 自分らしい人生を生きないことになる。そして自分の本来生きたい本音の願望とのギャップで苦しむようになるのだそうだ。

最近の残虐な数々の事件を見ていくときに, この本音の願望とのギャップに押しつぶされた人の苦しみを感ぜずにいられない。

人間の社会発展の歴史をたどると, 大きく狩猟社会から農業社会, 工業社会と発展してきて, 今は情報化社会の中にいる。そして更に高度情報化社会から知的社会へと, 急速にまた大きく変容を遂げようとしている。それぞれの社会で価値の基準も変わってきた。狩猟社会では, 個人の力が重要であった。農業社会では, 豊かな土地を持って

いる者が勝者であった。工業社会では大きなエネルギーの確保競争が活発であった。そして現在, 情報を制する者が全てを制する時代となり, 情報を扱うコンピュータ, ネットワークシステムなどが生活の中心となっている。ならば, これから来るであろう知的社会において, 何が価値の基準となっているのか。

私は, 人の心であって欲しい。人と人がお互いに分かり合い, お互いを思いやり, 尊重し合う, そのような豊かな関係の中で, 脳が本当に喜ぶ「愛」に満ちあふれた心の時代であって欲しい。コンピュータは, マニュアルのかたまりである。道具として本当に便利なものではあるが, マニュアルのかたまりを日々使っているうちに, 使っている私たちも知らず知らずマニュアルがないと動けないようにされてしまっているのではないか。人の脳は, マニュアル的になることを決して喜ばない。脳は, 「愛」を欲しているのだ。言い換えれば, 人は「愛」を求めているのだ。脳が喜ぶ社会の実現, それは無理なことなのだろうか。

先に, 「脳はできると確信すると, できる方法を考えるためにフル活動をする。そのため, できると確信したことは必ずできるようになる。」と本を引用した。であれば, 脳が本当に喜ぶ「愛」に満ちあふれた心の時代は必ず作れるんだ, と確信すれば必ずできるようになるのである。いま私たちがやるべきことは, 自分の心を「愛」で満たし, 周りの人を思いやり, みんなで心の社会を作り上げるんだと確信を持って, 「愛」を実践していくことではないだろうか。小さな思いやりとか, 親切とか, 気配りとか, そういったものが日本を変えていく。私の脳が, それを求めている。(T.O)



発明等の新しい創作物を世に生み出した者に独占権を与えることにより, 次なる創作へのインセンティブを高めることが, 知的財産権制度の基本思想である。そして, 権利者による独占的な実施がその典型的な権利の利用の形である。しかし, こうした権利の使い方は, 創作環境や社会による知的財産の利用形態の多様化により, 変化を見せ始めている。

本号の巻頭言では, これまで我が国の知的財産権法研究, そして我が国の政策展開を牽引してこられた中山信弘氏に, 現在進行している知的財産権制度の変化, そして今後の課題についてまとめ

ていただいた。

一方、知的財産の創作の現場は、これまでの自社完結型（囲い込み型）のクローズド・イノベーションから、外部の知識や技術を積極的に取り入れて研究開発等を行うオープン・イノベーションへと広がりを見せつつある。そこで本号論文欄では、「オープン・イノベーション」を統一テーマとして設定した。

まず、中山一郎氏及び原山氏に、オープン・イノベーションに関する概念の説明及び近時の動向について概説していただいた。

さらに、実務におけるオープン・イノベーションの現状を理解するため、三名の方にそれぞれの知財戦略についてご紹介いただいた。

最終成果物としての特許一つの意味が非常に大きい一方で、その研究開発においては数多くのリサーチツールの利用が必要となる製薬業界に関しては、ファイザー株式会社の室伏氏にオープン・イノベーションへの取組状況についてご紹介いただいた。

他方、一製品に数多くの技術を要する自動車業界は、近年では環境技術等、新たな変革を求められており、グローバル社会で生き残っていくためには、自社のリソースの最大化だけでは限界があり、オープン・イノベーションが必然となる。そこで、日産自動車株式会社の曾根氏には、自動車業界の現状とともに、同社の知財戦略をご紹介いただいた。

我が国でも産学連携の流れが定着しつつある中、これまで死蔵されていた大学発の技術の活用、産学の共同研究、大学から地域への情報発信等が活発化している。金沢大学の吉国氏には、そうした取組の現状及び大学の知財戦略についてご紹介いただいた。

三者の論考で紹介された取組には共通事項も多いが、一方で業種や機関の性質に応じて、その効

果が最大化されるように独自の取組も展開されていることがわかる。今後、我が国においてもこうしたオープン・イノベーションの流れが加速していくことが期待される。

判例評釈欄では、特許権の存続期間延長登録出願をめぐる拒絶審判が維持された事例について、井関氏に考察していただいた。特許法第 68 条の 2 に規定する「物」の解釈が論点となっており、知財高裁は従来の裁判例を踏襲した判断を行っているが、井関氏は学説及び判例を基に検討を加え、有効成分と効能・効果以外に特徴を有する特許発明について同様の扱いをすることに疑問を呈している。

情報欄では、知的財産権に関する外務省の取組についてご紹介いただいた。知的財産に関しては、様々な国際問題が山積しており、それらの解決に向けて、国際交渉や各国支援など、包括的な取組を行っているのが外務省である。本年 4 月 1 日には、経済局国際貿易課内に知的財産室が新設され、今後益々その活動の強化が期待されているが、本号では初代室長である相馬氏に、外務省の知的財産をめぐる取組についてご紹介いただいた。

資料欄では、2008 年 7 月に欧州委員会が公表した欧州の産業財産権戦略についての報告書を紹介した。欧州委員会はこれまでも知的財産に関していくつかの文書を採択してきているが、今回は産業財産権をその対象として、今後の具体的な活動項目を掲示している。

本誌へのご感想、掲載記事やバックナンバー等に関するお問い合わせは、独立行政法人工業所有権情報・研修館 特許研究室 (FAX: 03-3595-2792, E-mail: PA9305@inpit.go.jp) まで。また、本誌 (第 39 号以降) の全文は、工業所有権情報・研修館のホームページ (<http://www.inpit.go.jp/jinzai/study/index.html>) にて公開している。 (M.T)

特許研究 PATENT STUDIES No.46 (September 2008) ©

平成 20 年 9 月 30 日発行

編集・発行 独立行政法人工業所有権情報・研修館 特許研究室
〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3 丁目 4 番 3 号



印刷所

電話: 03-3581-5092 FAX: 03-3595-2792

HP (<http://www.inpit.go.jp/index.html>)

株式会社 太陽美術

※落丁・乱丁本はお取り替え致します。